

訪問リハビリテーション

令和6年度介護報酬改定事項

- ① 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化(自主点検表 第5 18,19)
- ② 退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進(自主点検表 第7 18)
- ③ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入(自主点検表 第5 24,第7 3)
- ④ 高齢者虐待防止の推進(自主点検表 第5 32,第7 2)
- ⑤ 身体的拘束等の適正化の推進(自主点検表 第5 17,18)
- ⑥ 訪問リハビリテーションにおける集中的な認知症リハビリテーションの推進(自主点検表 第7 11)
- ⑦ 訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進(自主点検表 第7 10)
- ⑧ 介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価(予防のみ)(自主点検表 第7 14)
- ⑨ 退院直後の診療未実施減算の免除(自主点検表 第7 13)
- ⑩ 診療未実施減算の経過措置の延長等(自主点検表 第7 13)
- ⑪ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化(自主点検表 第7 12)
- ⑫ 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化(自主点検表 第7 5,6,7)
- ⑬ 特別地域加算の対象地域の見直し(自主点検表 第7 5)